介護職員向け研修受講料・資格取得費用補助金申請のフローチャート

三鷹市内の介護サービス事業所※に勤務（運営法人等から直接雇用）していますか？
※三鷹市介護保険事業者連絡協議会会員事業所に限る。

- はい → 下へ
- いいえ → 申請できません

初任者研修・実務者研修修了者の方はこちら

研修を修了していますか？

- はい → 次へ
- いいえ → 研修修了後に再度ご確認ください

働きながら研修を修了したか、研修修了後１年以内に勤務を開始しましたか？

- はい → 次へ
- いいえ → 申請できません

研修を修了してから３か月以上勤務しましたか？

- はい → 申請できます
- いいえ → ３か月以上勤務してから申請できます

申請できます

介護福祉士の方はこちら

介護福祉士登録証の交付を受けていますか？

- はい → 次へ
- いいえ → 交付後に再度ご確認ください

働きながら試験に合格し、登録証の交付を受けたか、
登録証の交付を受けてから１年以内に勤務を開始しましたか？

- はい → 次へ
- いいえ → 申請できません

登録証の交付を受けてから３か月以上勤務しましたか？

- はい → 申請できます
- いいえ → ３か月以上勤務してから申請できます

申請できます

※　その他の申請要件
★対象者が非常勤職員（短時間勤務）の場合は、申請日から遡って３か月間の平均勤務時間が週30時間以上である方が申請できます。
★対象者がみたかふれあい支援員の場合は、申請日から遡って３年間のサービス従事時間が累計30時間以上である方が申請できます。
※　交付要件を満たした日の翌月初日から起算して、６か月以内に申請を行ってください（みたかふれあい支援員を除く）。

申請イメージ

❀働きながら研修を修了した又は登録証交付を受けた場合の例❀

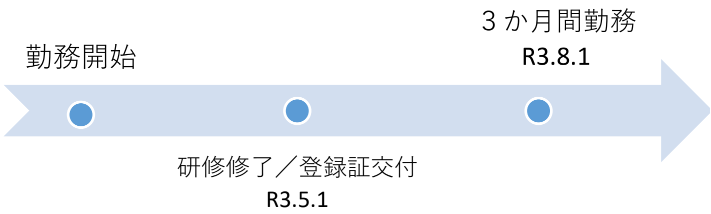

この場合の
申請可能期間
R3.8.1から
R4.2.28まで

❀勤務開始前に研修を修了した又は登録証交付を受けた場合の例❀

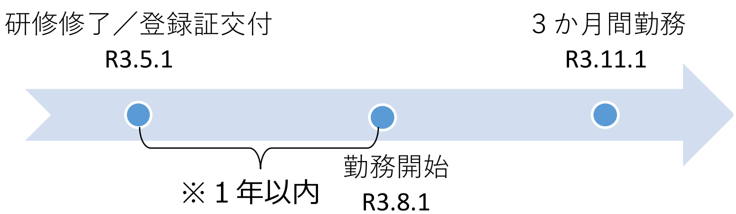

この場合の
申請可能期間
R3.11.1から
R4.5.31まで